

# 特定震災特例経営強化指導計画

## 【相双五城信用組合】

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第4項の  
規定により適用される同法第33条第2項)

平成28年6月



全国信用協同組合連合会

## 目 次

### はじめに

1. 前経営強化指導計画の総括	・・・・・ 1
2. 経営強化指導計画の実施時期	・・・・・ 1
3. 経営指導方針	・・・・・ 1
4. 経営指導の内容	・・・・・ 2
(1) 経営指導契約の内容	
(2) 損害担保契約の内容	
(3) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本 大震災からの復興に資する方策への指導	
(4) 被災債権の管理及び回収に関する指導	
5. 経営指導体制の強化	・・・・・ 6
6. 経営指導のための施策	・・・・・ 6
(1) 経営強化計画の進捗管理	
(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング	
(3) 監査機構による検証・助言	
(4) 経営強化計画の実施に必要な措置	
7. 協定銀行が保有する信託受益権等の額及びその内容	・・・・・ 11
(1) 信託受益権の額及び内容	
(2) 算定根拠	
8. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容	・・・・・ 12
(1) 信託受益権の額及び内容	
(2) 算定根拠	

## 【はじめに】

当会では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により被災した地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する円滑な資金供給を担う重要な金融機関である相双五城信用組合に対し、平成 24 年 1 月に資本増強支援を行うにあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という）附則における特定震災特例を活用いたしました。

これにより、相双五城信用組合では、営業区域の相馬市や南相馬市をはじめ、震災後に営業区域となつたいわき市や宮城県亘理町などの被災地域等において十分な金融仲介機能を發揮することができました。

しかしながら、東日本大震災による直接被害のみならず、原発事故に伴う放射能汚染による風評被害が、第一次産業だけでなく、サービス産業を含めた多業種に及び、地域経済への影響は今もってなお深刻な状況となっております。

このため、相双五城信用組合に対しましては、引き続き、直接・間接被害を受けた地域の皆様に対する円滑な資金供給を通じ、被災者支援・地域復興に貢献することが求められております。

当会といたしましては、信用組合業界の系統中央機関として特定震災特例経営強化指導計画に基づく強力な指導を含め、相双五城信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

## 1. 前経営強化指導計画の総括

当会では、平成 23 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 5 カ年において、前特定震災特例経営強化指導計画に基づき、当組合の前特定震災特例経営強化計画達成に向けた取組みへの指導のため、計 50 回のヒアリングを行い、併せて全国信用組合監査機構（以下「監査機構」という）による監査並びに各種サポートを行ってまいりました。

また、事後管理対応の充実を図るべく、所管部署である経営指導監理課の要員を増強いたしましたほか、各信用組合の運用サポート等に対応するため、平成 26 年 7 月に組織横断的な「信組経営サポート企画本部」を設置し、リスク管理・運用面を含めたサポート態勢を整備・強化いたしました。

その結果、震災直後の平成 23 年 3 月期 26,918 百万円あった当組合の貸出金が、計画終期の平成 28 年 3 月期には 34,447 百万円まで増加する等被災された地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する安定的かつ円滑な資金供給が実現し、また、平成 25 年 3 月期より 4 期連続で当期純利益を計上する等当組合の財務基盤の充実も図られております。

当会といたしましては、引き続き、相双五城信用組合に対し、詳細なヒアリング及び充実したサポート等を通じ、相双五城信用組合の特定震災特例経営強化計画の進捗管理に努めていくとともに、実効性ある施策実施に繋げていくための指導・助言に取り組んでまいります。

## 2. 経営強化指導計画の実施時期

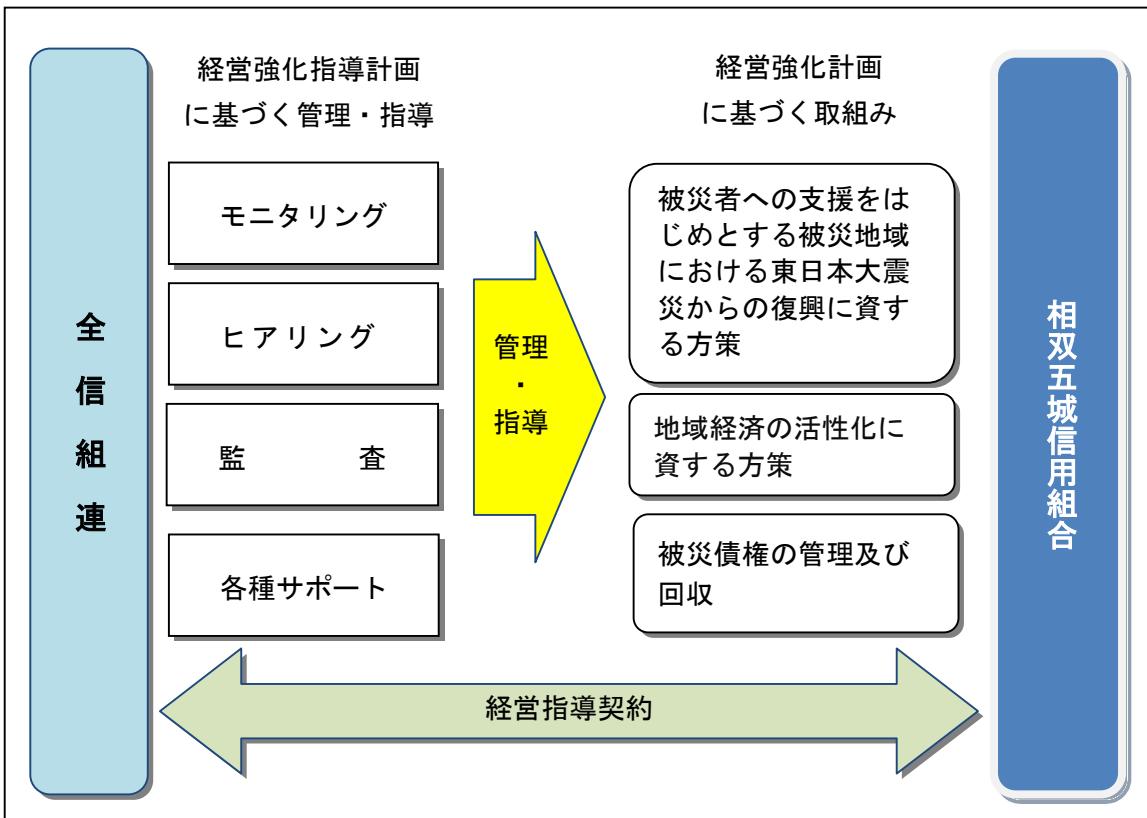
相双五城信用組合が金融機能強化法附則第 11 条第 4 項の規定により適用される同法第 33 条第 1 項の規定に基づき策定する特定震災特例経営強化計画（以下「経営強化計画」という）の実施期間は、平成 28 年 4 月より平成 33 年 3 月までであることから、当会は、同法附則第 11 条第 4 項の規定により適用される同法第 33 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月より平成 33 年 3 月までの特定震災特例経営強化指導計画（以下「経営強化指導計画」という）を策定し、相双五城信用組合の経営強化計画の円滑な実施のサポートに努めてまいります。

なお、今後、経営強化指導計画に記載された事項につきまして重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

## 3. 経営指導方針

当会は、金融機能強化法を活用するにあたり、定期的なモニタリング、ヒアリング及び監査機構の監査などによる管理・指導及び助言等、経営強化指導計画に掲げた施策を円滑かつ確実に実施することにより、相双五城信用組合の経営強化計画の着実な履行をサポートするとともに、中小規模事業者へ

の信用供与の円滑化や地域経済の活性化に向けての取組みについて、適時・適切に指導してまいります。



#### 4. 経営指導の内容

##### (1) 経営指導契約の内容

###### ① 契約期間

当会では、相双五城信用組合との間で、金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき、経営指導契約を締結しております。

当該契約の締結日は、平成24年1月18日（同法第26条の規定に基づき、当会が買取りを求める信託受益権にかかる優先出資のうち、相双五城信用組合が発行するものの払込期日）とし、期日は同法附則第16条第3項の規定に基づく経営が改善した旨の認定または同法附則第17条第2項の規定に基づく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを申請する日までとしております。

###### ② 指導及び助言

当会では、経営指導契約に基づき、相双五城信用組合に対し、被災債権の管理及び回収に関する指導その他業務の改善のために、定期的なヒアリングなどを通じて必要な指導・助言を行ってまいります。

また、施策の進捗状況等に関し確認された課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

### ③ 報告書等の提出

当会では、経営指導契約に基づき、相双五城信用組合に対し、その業務及び財産の状況に関する以下のような報告を適時・適切に求めてまいります。

- ◇ 経営強化計画の履行状況報告（半期毎）
- ◇ 被災債権の管理及び回収に関する報告等（半期毎）
- ◇ 各期末における財務諸表等（半期毎）
- ◇ その他業務及び財産の状況にかかる報告（隨時）

### ④ モニタリング及び監査

当会では、経営指導契約に基づき、相双五城信用組合に対し、経営強化計画の進捗状況等にかかる定期または随時のモニタリング、監査機構による監査を実施し、必要な指導・助言を行うこととしております。

## （2）損害担保契約の内容

金融機能強化法附則第19条第1項において、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等は、預金保険機構に対し、被災債権の譲渡その他の処分について締結した損害担保契約により生じる損失の一部を補填するための契約の締結を申し込むことができるとされておりますが、相双五城信用組合は、現時点で被災債権の譲渡その他の処分について、損害担保契約を締結することは想定しておりません。

また、将来において、損害担保契約が必要とされる場合には、当信用組合とも慎重に協議し、対応を図ってまいります。

## （3）被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資するため、各施策の実施状況及び実績の把握に努めるとともに、継続的な指導・助言を行ってまいります。

### ① 相談機能の強化等に関する方策への指導

相双五城信用組合では、被災されたお取引先からの相談に適切に対応するために、ローンセンターの設置及び営業エリア外での相談所の開設や休日融資相談会の開催などにより、相談機能の強化を図り、適切かつ迅速な対応を行うこととしております。

当会では、ヒアリング等を通じて、こうした相談機能の充実状況や積極的な取組みが継続されているかについての検証を行い、必要かつ十分な対応が継続的になされるよう指導・助言を行ってまいります。

## ② 震災復興に向けた新商品の提供や地方公共団体等への支援に関する方策への指導

相双五城信用組合では、被災地のお取引先からの資金ニーズの把握に努め、今後とも地域への金融サービスの充実を図るため、新商品の開発に継続して取り組むこととしております。また、地方公共団体の資金需要に積極的かつ十分に応えるとともに、各種復興事業に参加する民間企業への信用供与を通じ、円滑な資金供給を行うこととしております。

さらに、被災された個人の方々へ個別訪問活動及び事業者の方々に対し事業所開拓専門日を設け、重点的に訪問活動を行うこととしております。

当会では、こうした地域の復興のための信用供与に向けた取組みが継続されているかについての検証を行い、必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、ヒアリング等を通じて指導・助言を行ってまいります。

## ③ 事業再生・事業承継に向けた支援に関する方策への指導

相双五城信用組合では、東日本大震災の影響を受けたお取引先について、日々の渉外活動を通じた状況把握に努めており、早期の事業再生が必要とされるお取引先を速やかに把握し、事業再生に向けた態勢を整えています。

また、被災したお取引先の事業再生に資するため、財務情報等の定量面に加え、経営者の意欲等の定性面の実態把握により、早期の事業再生に向けた取組み方針を策定する態勢を構築するほか、お客様の東日本大震災からの復興ステージに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金の融資のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や改善計画についての提案・助言等、経営改善支援委員会を通じた支援を積極的実施に取り組むこととしております。

その様な中で、専門家派遣が必要と考えられる支援先に対しては、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士を経営改善支援コーディネーターとして派遣するほか、さらに、外部機関の福島県産業振興センターの専門家派遣事業を活用した専門家派遣支援、よろず支援拠点コーディネーターを活用した支援などにより経営上抱える問題の解決に取り組むこととしております。

当会では、ヒアリング等を通じて、お取引先の事業再生・事業承継に向けた支援の状況把握を行うとともに、復興・復旧に向けた資金需要の

掘り起こしにかかる取組みを適切にサポートしてまいります。

また、当信用組合は、お取引先の創業または新事業展開時における資金調達手段の多様化を図ることを目的として、クラウドファンディングを推進することとしており、当会は、クラウドファンディングを運営する外部企業と包括的提携をするなど、当信用組合がお取引先の起業・創業支援に取り組む際の選択肢の拡大を適切にサポートしてまいります。

#### ④ 経営基盤の充実の方策への指導

相双五城信用組合の営業地区においては、東日本大震災における地震、津波被害及び福島第一原発の事故による被害から未だ復興に至たらず、避難状態が継続している地域や、深刻な人口流出により存亡の危機にある地域もあります。

当信用組合は、これらを最大の課題として捉え、各地域における現況の事業環境や将来性等に即した店舗戦略の明確化及び預金増強・基盤強化に取り組むこととしております。

当会では、こうした経営基盤の充実のための取組みが継続されているかについての検証を行い、必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、ヒアリング等を通じて指導・助言を行ってまいります。

#### ⑤ その他の施策に関する指導

当会では、被災地域における東日本大震災からの復興・地域活性化に資するために、相双五城信用組合が策定した各施策が、継続的かつ積極的に実施されているかについての検証を行い、必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、ヒアリングを通じて指導・助言を行ってまいります。

### (4) 被災債権の管理及び回収に関する指導

被災債権の管理及び回収については、定期的な実績報告を受け、定量的な状況把握に努めるとともに、被災者の個別事情に応じた適時・適切な対応が図られるよう、ヒアリング等を通じ、取組状況の確認と継続的な指導・助言を行ってまいります。

#### ① 被災債権の状況の把握

当会では、被災債権の管理及び回収について、半期毎に実績報告を受け、被災債権の顕在化の状況や債権額の推移など、定量的な状況把握を行ってまいります。

#### ② 被災信用供与先への対応等に関する方策への指導

相双五城信用組合では、被災者に対し弁済条件の猶予等条件変更の取

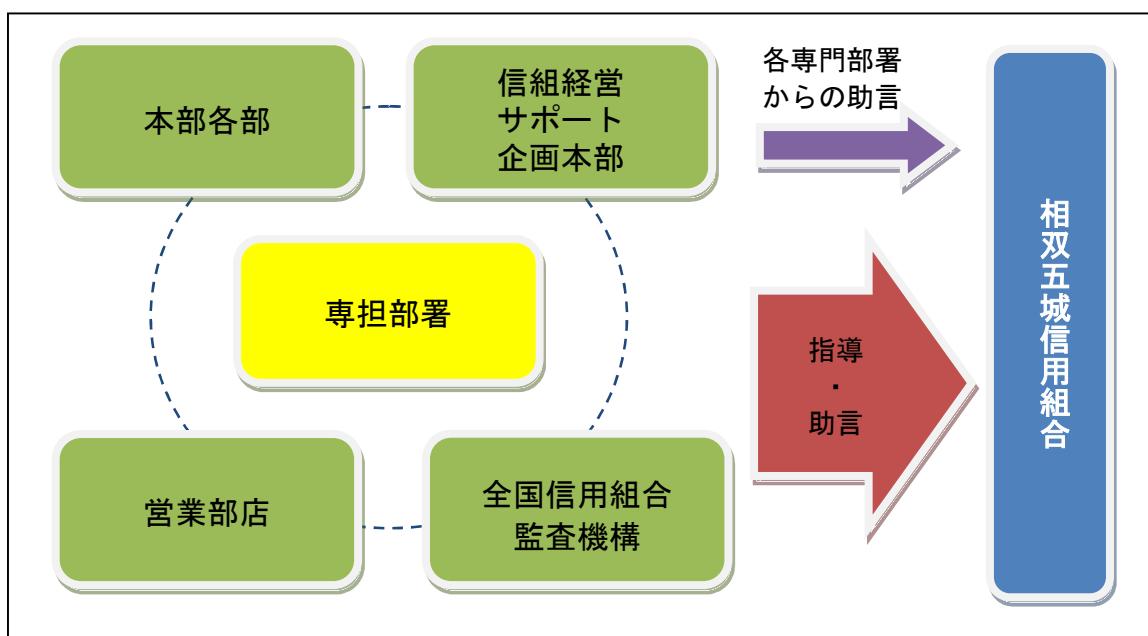
組みを行うとともに、債権管理にかかる専門チームによる債権正常化に向けた取組みを行っております。

当会では、ヒアリング等を通じて、条件変更等による取扱いの実施状況の把握を行うとともに、被災者の状況に応じて適時・適切な対応が図られているかの確認を行い、継続的な指導・助言を行ってまいります。

## 5. 経営指導体制の強化

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理にかかる所管部署を信組支援部とし、本部各部や相双五城信用組合の管轄営業店である仙台支店と連携してモニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。

また、信用組合の余資運用面等について、会員信組に対する運用サポート等に対応するため、平成 26 年 7 月に信組支援部内に設置した「信組経営サポート企画本部」とも連携しながら、経営強化計画の着実な履行に向けた指導体制を強化してまいります。



## 6. 経営指導のための施策

### (1) 経営強化計画の進捗管理

当会は、相双五城信用組合の経営強化計画について、定期的な報告等を通じて、その進捗状況の管理を行うとともに経営状況の把握に努め、経営強化計画の円滑な実施に必要な指導・助言を行ってまいります。

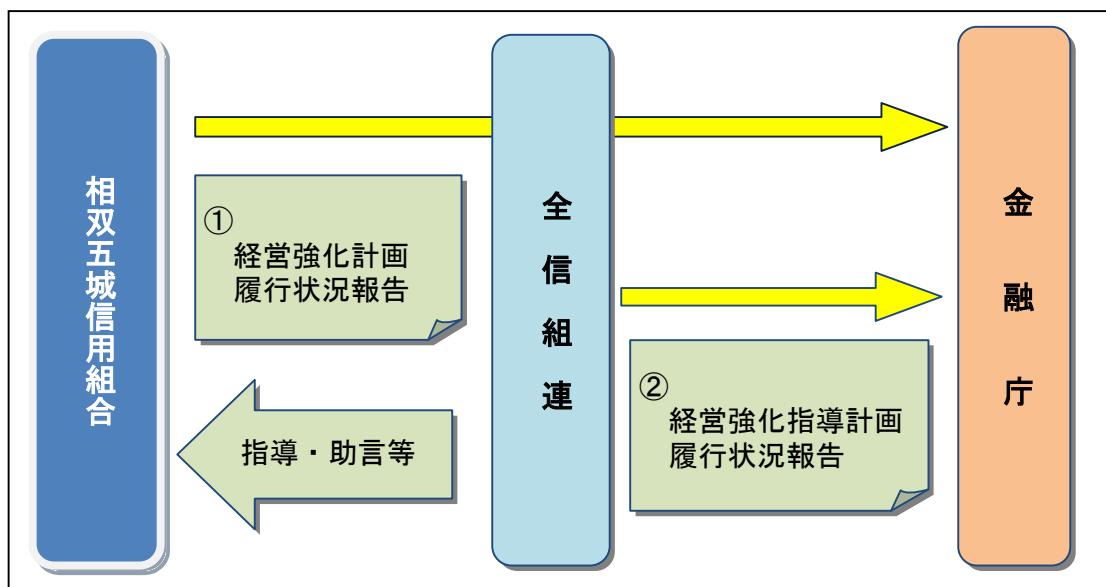
#### ① 経営強化計画の履行状況報告

相双五城信用組合が金融機能強化法第 31 条第 1 項に基づき、3 月末、9 月末を基準日として作成する経営強化計画の履行状況報告の提出を受

け、進捗状況を分析・検証し、必要に応じて改善策の検討等を行ってまいります。

## ② 経営強化指導計画の履行状況報告

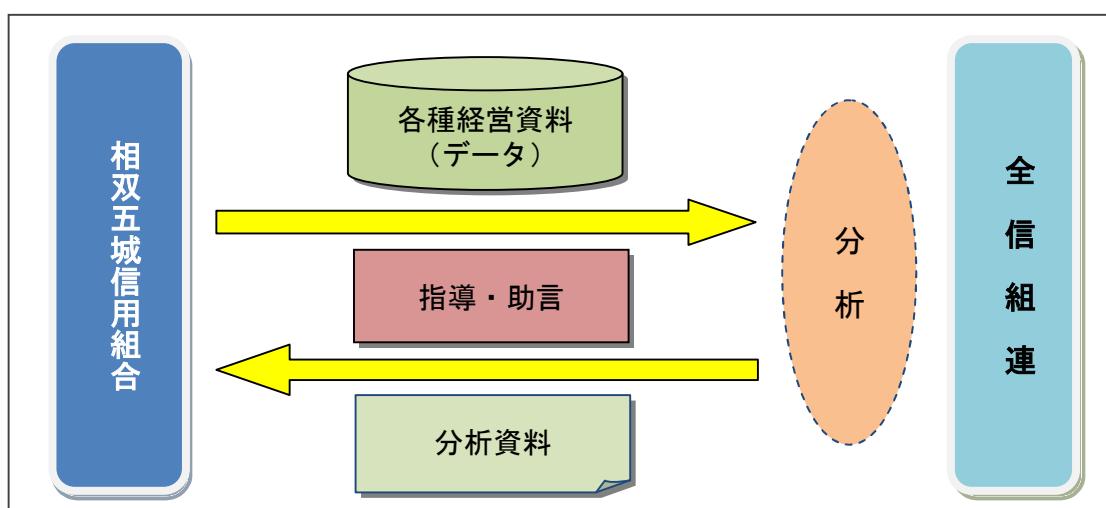
当会は、金融機能強化法第31条第1項に基づき、3月末、9月末を基準日として、経営強化指導計画の履行状況を金融庁へ報告いたします。



## (2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング

### ① オフサイト・モニタリング

当会は、相双五城信用組合から定期的（月次、半期）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、指導・助言を行ってまいります。



#### ア. 月次モニタリング（有価証券リスク分析）

月次で保有有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクや運用状況等について検証いたします。

また、月末時点の評価損益を把握し、自己資本（健全性）に与える影響等について検証するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

#### イ. 半期モニタリング（与信リスク管理）

半期毎に大口先や業種別の与信状況を把握し、与信額の推移や保全状況等の確認を行い、大口与信管理やポートフォリオの状況等について検証するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

#### ウ. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析（自己資本、資産内容、収益性、流動性、リスク管理等）にあたり、他の信用組合との比較や課題を取りまとめた資料を提供し、課題認識の共有を図るとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

#### ② ヒアリング

経営強化計画の進捗状況や被災債権の管理及び回収につきましては、信組支援部・営業店による定期的なヒアリングの実施により把握し、確認された課題・問題点に応じて信組支援部のコーディネートのもと専門部署と連携のうえ、適切な指導・助言を行うことにより各種取組みをサポートしてまいります。

ヒアリングは、定期的に、または随時実施し、経営強化計画の各施策の進捗状況や被災債権の状況等を確認するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

また、施策の進捗状況等に関し確認された課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

#### （3）監査機構による検証・助言

当会は、相双五城信用組合に対し、経営状況を踏まえ、原則として毎年、監査機構による監査を実施いたします。

当監査では、被災債権の状況把握を含む資産状況の確認や市場リスク等の検証を通じて、経営改善に向けた助言を行ってまいります。

#### （4）経営強化計画の実施に必要な措置

当会は、相双五城信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の実施に必要と判断される措置を実施いたします。

##### ① 融資推進、債権管理にかかる情報提供

相双五城信用組合の各種施策の実施をサポートする観点から、他の信

用組合における融資推進や債権管理にかかる取組事例を当信用組合に情報提供してまいります。

② 事業再生支援へのサポート

ヒアリング等を通じ、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしにかかる取組状況の把握を行うとともに、相双五城信用組合からの相談に応じ、お取引先の販路開拓等に資するよう、他の信用組合の取組事例等の提供のほか、他の信用組合とのお取引先にかかる情報交流の仲介等を検討するなど、事業再生に向けた取組みを適切にサポートしてまいります。

③ 起業・創業等へのリスクマネーの供給

当会では、地域における創業又は新事業の開拓を目指す中小規模事業者に対して、信用組合が取組みのサポートを行う際の一つのツールとして、平成26年11月に「中小事業者等支援ファンド向け資金供給制度」を創設しております。

また、平成27年6月には、地域の中小規模事業者の資本性資金のニーズや販路開拓等の支援策として、クラウドファンディングを運営する外部企業と包括的提携しており、相双五城信用組合につきましても、お取引先の資本性資金のニーズや販路開拓等の支援策として、取扱いを開始しておりますことから、本取組みを適切にサポートしてまいります。

④ しんくみリカバリの活用

相双五城信用組合のお取引先の再生支援に向けての取組みをサポートする観点から、信用組合業界の再生ファンドである『しんくみリカバリ』の活用を検討してまいります。

⑤ 人材育成にかかる指導・助言

ヒアリング等を通じ、相双五城信用組合の人材育成にかかる施策の取組状況を確認するとともに、課題・問題点を把握し指導・助言を行うほか、コンサルタントや専門家による講習会の斡旋など、組合の要請に応じて必要なサポートを行ってまいります。

⑥ 低利貸付の実施

当会では、被災地の信用組合の支援のために、日本銀行による被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションへの参加による低利貸付の取扱いを行っており、当該貸付の実施を通して、相双五城信用組合が被災された取引先への積極的な貸出に応じられるようサポートしてまいります。

## ⑦ 当会代理貸付による各種対応

当会では、相双五城信用組合を含む各信用組合の「地方創生」に向けた取組みをサポートする戦略的商品として、平成27年10月に、既存の代理貸付商品「くみれん地域サポートローン」をリニューアルし、最長貸出期間を20年に延ばしたほか、無担保枠を拡大し取扱いを開始しました。

## 7. 協定銀行が保有する信託受益権等の額及びその内容

### (1) 信託受益権の額及び内容

項目	内 容
1 信託	相双五城信用組合優先出資証券信託受益権
2 受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3 設定期信託財産	相双五城信用組合優先出資証券 160 億円
4 信託設定時元本	139 億円
5 配当の方法	確定配当（非累積）
6 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト ただし、日本円 T I B O R (12 ヶ月物) または 8 % のうちいざれか低い方を上限とする。
7 信託設定日	2012 年 1 月 18 日
8 受益権譲渡日	2012 年 1 月 18 日
9 信託予定期間	10 年（延長可能）
10 期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず信託財産の元本残高割合に応じ、按分で元本弁済される
11 議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする
12 譲渡	可
13 委託者	全国信用協同組合連合会
14 受託者	あおぞら信託銀行
15 受益者	整理回収機構
16 信託報酬	委託者負担

### (2) 算定根拠

相双五城信用組合が十分な自己資本を確保し、震災からの復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、当会が 160 億円の優先出資を受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために 139 億円の信託受益権の買取りを受けたものです。

買取額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について(金融機能強化法ガイドライン)」に基づき、信託受益権の額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 8 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 9 を乗じて計算した金額との合計額を目安としております。

## 8. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容

### (1) 信託受益権の額及び内容

項目	内 容
1 信託	相双五城信用組合優先出資証券信託受益権
2 受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3 設定時信託財産	相双五城信用組合優先出資証券 160 億円
4 信託設定時元本	21 億円
5 配当の方法	確定配当（非累積）
6 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト ただし、日本円 T I B O R (12 ヶ月物) または 8 % のうちいざれか低い方を上限とする。
7 信託設定日	2012 年 1 月 18 日
8 受益権譲渡日	2012 年 1 月 18 日
9 信託予定期間	10 年（延長可能）
10 期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に 関わらず信託財産の元本残高割合に応じ、按分で元本弁済される
11 議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、 総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする
12 譲渡	不可
13 委託者	全国信用協同組合連合会
14 受託者	あおぞら信託銀行
15 受益者	全国信用協同組合連合会
16 信託報酬	委託者負担

### (2) 算定根拠

相双五城信用組合が十分な自己資本を確保し、震災からの復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、当会が 160 億円の優先出資を受け、信託受益権化した上で、財源面の支援を受けるために 139 億円の信託受益権の買取りを受け、21 億円の信託受益権を当会が保有するものです。

保有額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について(金融機能強化法ガイドライン)」に基づき、信託受益権の額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 2 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 1 を乗じて計算した金額との合計額を目安としております。

## 金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）

